

## 公的年金からの個人住民税の特別徴収について

公的年金を受給されている方の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収事務の効率化を図るため、平成21年度より個人住民税を、公的年金が支給される際に差し引いて納める制度（これを「特別徴収」といいます。）が導入されております。

公的年金からの天引き（特別徴収）は、年6回（偶数月）の公的年金の支払いの際に行われ、仮徴収（前年度分税額の6分の1ずつ）として4月・6月・8月、本徴収（当年度分税額から仮徴収として差し引いた残額の3分の1ずつ）として10月・12月・2月に徴収されます。

※この制度の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

### 対象となる方

前年中に公的年金の支給を受けていた方で、課税年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、年金天引き（特別徴収）が出来なくなります。

- ・個人住民税の賦課期日（1月1日）以降に市外へ転出された方
- ・年金天引き（特別徴収）される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- ・年金天引き（特別徴収）される税額が公的年金額を超える方
- ・年金の受給権を担保に借入をしている方
- ・当市の介護保険料が公的年金から天引き（特別徴収）されていない方
- ・その他特別徴収の方法によることが著しく困難であると認められる方

※ 公的年金から個人住民税が特別徴収されている方が、年度の途中でいずれかに該当することとなった場合は、年金天引き（特別徴収）が停止（中止）され、特別徴収されないこととなった残りの税額については、市役所税務課からお送りする納税通知書により普通徴収（納付書または口座振替）の方法で納付していただきます。

### 対象となる公的年金

個人住民税が年金天引き（特別徴収）されるのは、老齢基礎年金等（遺族年金、障害年金などの非課税年金は除きます。）です。複数の公的年金を受給されている方は、支給額の多少にかかわらず、優先順位が一番高い老齢基礎年金等から天引き（特別徴収）されます。

### 年金天引き（特別徴収）される税額

公的年金等に係る所得から計算した個人住民税額です。

### 年金天引き（特別徴収）開始の時期

公的年金からの天引き（特別徴収）初年度の方は、10月から開始となります。

※ 前年度に年金天引き（特別徴収）が停止（中止）になった方は、翌年9月まで停止期間が続く、年金天引きの再開は最短で翌年10月からとなります。そのため翌年度の納付方法は年金天引き（特別徴収）初年度の方と同じで、6月～9月については普通徴収（納付書または口座振替）、10月から再び年金天引き（特別徴収）となります。

## Q & A

### Q1 どうして導入されたの？

A 昨今の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給することとなる納税者の方の増加が見込まれています。そこで、公的年金の支給の際に個人住民税を差し引き(特別徴収)し、公的年金の支払者から各市町村に直接納付することで、公的年金を受給されている方の納税の際の負担軽減と市町村における事務の効率化を目的として平成21年10月より導入されました。

### Q2 公的年金からの天引き(特別徴収)は、本人の意思による選択制とすることはできないの？

A 公的年金からの天引き(特別徴収)と納付書払い(普通徴収)を任意に選択できるような制度はありません。そのため、対象となるすべての方に年金からの天引き(特別徴収)の方法により納付していただくこととなります。

### Q3 給与から個人住民税が天引き(特別徴収)されている場合の徴収方法はどのようなもの？

A 給与からの天引き(特別徴収)の対象となる方については、原則、給与に係る税額は給与から、年金に係る税額は年金から天引き(特別徴収)されます。納付方法が二通りになるだけであり、二重に引かれることはありません。

### Q4 普通徴収で納める税額も公的年金から天引き(特別徴収)することはできないの？

A 原則、公的年金から天引き(特別徴収)されるのは、公的年金等に係る所得から計算した税額とされています。公的年金所得以外の所得に対する税額は、公的年金からの特別徴収の対象とはなりませんので、納税通知書記載の方法によりお納めください。

※ 普通徴収分を口座振替での納付をご希望の場合は、市役所税務課、もしくはご利用されている金融機関備え付けの口座振替依頼書によりお申し込みください。

### Q5 なぜ、初年度は10月から年金天引き(特別徴収)になるの？

A 新しい年度の個人住民税はその年度の6月に決定し、8月に年金支払者へ徴収開始依頼をします。このため上半期(4月・6月・8月)は前年度の下半期(10月・12月・2月)に年金天引き(特別徴収)されていた方が対象となるため、特別徴収を開始する初年度の上半期分については年金からの天引き(特別徴収)ではなく、納付書(普通徴収1期・2期)で納付していただくこととなります。

### Q6 年金天引き(4月・6月・8月)された額が納税通知書記載の金額と異なるのはどうして？

A 年金天引き(特別徴収)の停止事由に該当した場合は、年度の途中でも年金天引き(特別徴収)が停止(中止)となる場合があります。しかし、年金支払者が年金天引き(特別徴収)の停止手続きを受け付ける期間は、年金支給月ごとに決まっていますので、市町村側で年金特別徴収の停止がされても、年金支払者側では停止できないこともあります。誠に申し訳ございませんが、年金支払者から市への入金を確認でき次第、年金から天引きされた住民税額を還付させていただきますのでご容赦ください。

### Q7 日本年金機構からの年金振込通知書には異なる税額が記載されているが？

A 原則、6月頃(年1回)に日本年金機構より各支払月の年金振込額をお知らせする年金振込通知書が送付されます。年金振込通知書には今後年金から天引き(特別徴収)される個人住民税が記載されておりますが、予定額としての記載になっています。決定額は、当市から送付された納税通知書が正しい金額となっておりますのでご注意ください。